**鬼北町所有公共施設への太陽光発電設備及び蓄電池設備等導入業務**

**公募型プロポーザル実施要領**

**１ 趣旨**

　本実施要領は、鬼北町（以下、「町」という）が所有する公共施設に、平時の温室効果ガスの排出抑制や災害時におけるエネルギー供給等の機能を確保するため、太陽光発電設備及び蓄電池設備等（以下、「設備」という）の導入、設備設置施設への再生可能エネルギー由来電力の供給、運転管理、維持管理及び撤去を行う事業者をプロポーザル方式により公募するにあたり、必要な事項を定めるものである。

**２ 業務概要**

事業者は、対象施設において、各種調査等を行い、町から行政財産使用許可を受けたうえで、太陽光発電設備、蓄電池設備等を設置し、業務期間において運転管理及び維持管理を行う。業務終了後は当該設備を撤去する。なお、業務内容は別紙仕様書のとおり。

**３　プロポーザル実施スケジュール（予定）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 内　容 | 予定日 |
| 1 | 募集要領公表 | 令和５年８月４日（金） |
| 2 | 質問書の提出期限 | 令和５年８月10日（木） |
| 3 | 質問に対する回答期日 | 令和５年８月18日（金） |
| 4 | 参加表明書等提出期限 | 令和５年８月23日（水） |
| 5 | 参加資格結果通知 | 令和５年８月25日（金） |
| 6 | 企画提案書等提出期限 | 令和５年９月１日（金） |
| 7 | プレゼンテーション審査の実施 | 令和５年９月上旬 |
| 8 | 審査結果通知・公表 | 令和５年９月上旬 |

※スケジュールを変更する場合には、参加表明者に対して連絡を行う。

※書類等の交付や受付等については土日祝日を除く日の午前８時30 分から午後５時までとする。

※現地視察の日程は、事務局に事前報告し調整すること。（詳細は項目１１に記載。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 内容 | 予定日 |
| 1 | 募集要領公表 | 令和４年●月 ●日（●） |
| 2 | 質問書の提出期限 | ●月 ●日（●） |
| 3 | 質問に対する回答期日 | ●月 ●日（●） |
| 4 | 参加表明書等提出期限 | ●月 ●日（●） |
| 5 | 参加資格結果通知 | ●月 ●日（●） |
| 6 | 企画提案書等提出期限 | ●月 ●日（●） |
| 7 | プレゼンテーション審査の実施 | ●月上旬 |
| 8 | 審査結果通知・公表 | ●月上旬 |

**４　参加資格**

本業務の参加者は、参加意向表明書（様式第１号）を提出する時点で次の資格要件をすべて満たさなければならない。

1. 令和５・６年度鬼北町競争入札参加資格者名簿（物品購入・その他委託業務等）に登載されている者又は参加表明書等提出期限までに登録される者のうち、委託業務の「その他」を希望し、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　愛媛県内に本店、支店又は営業所を有する者。
2. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定（一般競争入札参加者の資格）のいずれにも該当しない者であること。
3. 参加意向表明時点で、町から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
4. 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
5. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立て及び破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
6. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
7. 愛媛県内に本店、支店又は営業所を有し、次の専門技術者等を実施体制の中に含め十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有すること。なお、各資格者証の写しを提出すること(本業務の実施体制に含まれる協力業者でも構わない)。

ア　一級建築士又は二級建築士

イ　電気主任技術者（第３種以上）

1. 提案者は単独法人であること。ただし、当該業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを妨げるものではない。
2. 過去１０年間のうちに、本業務と類似の業務（設備の導入又は設備設置施設への再生可能エネルギー由来電力の供給、運転管理、維持管理等）の履行実績を有すること。（業務実績は公共業務でなくても良い)。

**５　参加申し込み方法**

参加申し込みをする者は、次の書類を提出すること。

ア　会社概要書 （様式第２号）

　会社パンフレットを１部添付すること

イ　関連業務実績概要書 （様式第３号）

　　(1)類似業務の実施一覧及び契約書の写し（契約が証明できる部分のみの写しで良い）

※類似業務は、現在実施中の工事も含むものとし、施工実績と工事中のものは分けること。また、第三者所有モデルでの太陽光発電導入実績、その他再生可能エネルギー導入実績の運営実績があれば、その旨を記載すること。なお、本業務の実施体制に含まれる協力業者が有する実績でも構わない。

 (2)一級建築士又は二級建築士及び電気主任技術者（第３種以上）の資格証の写し

(3)財務諸表　賃借対照表及び損益計算書（直近３年分）

ウ　業務実施体制概要書（様式第４号）

※本業務に従事予定の総括責任者、担当者などを記載すること。

エ　誓約書（様式第５号）

1. 提出部数 各１部
2. 提出期限 令和５年８月23日（水）【必着】
3. 提出方法 「15 問い合わせ・提出先(事務局)」へ直接持参又は郵送

ア　受付は、月曜日から金曜日（祝日除く。）の午前８時30分から午後５時15分までとする。

イ　郵送で提出する場合は、配達証明書等送付を証明する手段にて提出期限までに必着で提出す

ること。

**６　資格の確認等**

町は、参加表明書の提出があった時は、４　参加資格に定める要件について確認し、その結果を次の期日に当該参加表明書を提出した者に通知する。プロポーザル審査の詳細の日時等は、参加資格結果通知時に指定する。

【参加資格結果通知】

（１）通知期日 令和５年８月 25日（金）

（２）通知方法 電子メールで通知後、郵送で結果通知書を送付する。

**７　企画提案書**

（１）企画提案書の内容

　　提案は、次の項目について行うこと。また、【別表１】「設備導入候補施設一覧」及び「発電設備設置可能面積」に記載の施設を対象とし提案すること。なお、提案の内容は「仕様書」の内容を踏まえたものであること。また、所定の様式に記載すること。

1. 調査

対象とした施設について調査を行い、事業の実施可否を判断した上で提案すること。

1. 技術提案

ア　導入設備の内容

　導入設備及びその容量等を具体的、かつわかりやすく記載すること。

イ　業務を実施する施設における太陽光発電設備及び蓄電池の設置容量並びに温室効果ガス

排出削減量

※温室効果ガス排出量削減量の算定にあたっては、係数は「 0.43kgCO2/kWh 」を用いること。

ウ　災害等、非常時の利用方法等

エ　町の特色や本業務を充実させるための独自提案（町内の温室効果ガス排出削減に寄与する提案等）。

1. 設備導入スケジュール

設備導入において利用する国補助事業（重点対策加速化事業）の申請、各種調査、設置工事のスケジュールを提案すること。

1. 実施体制

ア　実施体制、設備導入工程表、業務フロー及び運転期間における維持管理等のスケジュール

　　イ　町内業者の活用計画

　　ウ　運転中のメンテナンス計画及び実施体制など

エ　業務実施中に発生するリスクへの対応

　　　　「仕様書【別紙】予想されるリスクと責任分担表」に係る対応など

　　オ　業務実施に関する保証

設備の導入に係る保証。またPPAモデルの場合、運転期間中、撤去までに係るすべての保証

1. 町の特性を生かした独自提案

具体的かつ実現性のある提案

1. 業務遂行能力の確保

メンテナンス計画（機器更新計画含む）や実施体制等

1. リスク対応

業務実施中に発生するリスク対応

1. 業務費及び町の負担額

業務全体の業務費及び町の負担額

PPAモデルでの提案の場合、モデル施設毎の概算単価（PPA 単価）の提案

運転期間中におけるモデル施設での町の負担（現行の総額料金との比較、運転期間最長 20 年間分の電気料金シミュレーション等を含む）。

（２）提出書類

　　　次の①～③からなる企画提案書類を提出すること。

1. 企画提案書 （様式第６号）
2. 業務実施体制図

代表事業者名、実施体制に含まれる協力業者名を示し、それぞれの業務者の役割分担を示した体制図。

※資格・経験等を証明する書類を添付すること。

1. 業務費及び町の負担額

※業務費は、工事費、運転管理、維持管理及び撤去のための費用、資金調達を含めた事業資金計画（任意様式）を添付すること。

（３）提出期限 令和５年９月１日（金）

（４）提出部数

1. 上記（２）の書類 正本 1 部 副本 1 部（写し可）
2. 上記（２）のデータを保存した電子媒体（CD-R） 1 部
3. 上記（２）の① 企画提案書の写し ６部(選定委員数)

（５）提出方法 「15 問い合わせ・提出先(事務局)」へ直接持参又は郵送のみ

※受付は、月曜日から金曜日（祝日を除く。）の午前８時３０分から午後５時15分までとする。

郵送の場合は、提出期限日必着とする。（消印は無効）。

（６）留意事項

　　　提案書の作成にあたっては、次の事項に留意すること。

1. 提案は文書で簡潔に記載すること。
2. 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の活用は可とする。
3. 文字は注記等を除き原則として 10 ポイント以上の大きさとすること。
4. 多色刷りは可とするが、見やすさに配慮すること。
5. 様式第６号について、１ページに収まらない場合は、複数ページにわたることも可とする。

**８　プレゼンテーション及びヒアリング**

町は応募資格要件について書類審査を行い、全ての応募者に対し、企画提案書に記載の電子メールアドレスに結果を通知する。その後、書類審査通過者による企画提案書類についてプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

また、プレゼンテーション及びヒアリングに際しては、事前に書面により事業者に質問を行うことがあるため、その際は書面により回答すること。

（１）日時・場所　　令和５年９月上旬予定

※日時・場所は、決まり次第別途通知する。

（２）手法　企画提案書に沿ったプレゼンテーション

※プレゼンテーションについては、企画提案書に基づき行い、追加資料等は用いないこと。

（３）所要時間 １社につき30 分間

※20 分間以内のプレゼンテーション及び10 分間程度の質疑応答とする。

（４）出席者数 ３名以内

**９　評価方法及び評価基準**

（１）本プロポーザルについては、町が設置する審査委員会が以下の項目を総合的に審査・評価し、業務に最も適した提案を行ったと認められる者を選定する。なお、審査結果は、すべての提案者に対して個別に文書で通知する。また、募集情報のホームページにおいて結果を公表する。

（２）評価項目、配点、審査の形態

・企画提案書及びプレゼンテーションにおける説明・質疑応答の内容から、次の評価項目に対し、最も優れた提案をした者を業務予定者とする。

・評価項目、配点、審査形態

・企画提案を評価する基準は下表のとおりとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 評価項目 | 評価内容 | 配 点 | 総合点 |
| １ | 技術提案 | (1)導入設備の内容、容量に具体的な提案があるか□太陽光発電設備出力（kw）□蓄電池の容量（kwh） | 10 | 40 |
| (2)技術提案に具体性・妥当性があり、創出した電力の有効活用ができる内容であるか | 10 |
| (3)災害等、非常時利用の内容が充実しているか | 10 |
| (4)二酸化炭素排出量の削減効果が高いか | 10 |
| ２ | 実施体制 | (1)工事遂行能力の確保無理のない実施体制、スケジュール等となっているか | 5 | 25 |
| (2)町内業者の活用町内業者を活用する提案となっているか | 10 |
| (3)長期契約における業務継続性についての保証長期間（最長 20 年間）の業務期間に対し、業務継続を保証できる提案となっているか | 10 |
| ３ | 町の特性を生かした独自提案 | 町の特性を生かした独自提案となっているか | 10 | 10 |
| ４ | 業務遂行能力の確保 | 明確なメンテナンス計画、実施体制等となっているか（定期点検、設備更新計画など） | 10 | 10 |
| ５ | リスク対応 | 業務実施中に発生するリスクに対応できる提案となっているか。（損害保険、適用範囲、その他対策など） | 10 | 10 |
| ６ | 電気料金(PPA単価) | モデル施設毎の電気料金の概算単価（PPA 単価）各モデル施設における電気料金の試算に基づき、電気料金がどの程度削減されるか。併せて電気料金のサービス単価の算出方法を提示する。※契約の締結は、電気料金の概算単価（PPA 単価）に基づく単価契約を行う予定である。 | 5 | 5 |
| 合計点 | 100 |

(３)評価基準

各項目の評価基準を次に示す。評価項目は６段階で評価する。

5 点(10 点)：非常に優れている

4 点( 8 点)：優れている

3 点( 6 点)：普通/十分

2 点( 4 点)：劣る

1 点( 2 点)：非常に劣る

0 点：提案なし/評価できない

(４)評価方法

・出席委員の評価点が一定点数(60 点＊出席委員数)以上であり、委員の評価点数の合計点が最も高い提案者を業務予定者とする。

・最高得点の提案者が複数いる場合は、評価項目の１技術提案、２実施体制、６電気料金（PPA 単価）の合計点の高い提案者を業務予定者とする。

(５)契約について

契約方法については、本プロポーザルにより決定した業務予定者と、随意契約を行う。

(６)その他

業務予定者が契約締結までに、次のいずれかの理由で契約が不可能となった場合は、審査会において次順位であった提案者（ただし、一定点数以上の評価を得ている者に限る。）を新たな業務予定者として手続きを行うこととする。

・プロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合。

・提案内容が無効となった場合。

・その他の特別な事由により契約が不可能と認められた場合。

**10　質問書の提出**

質疑がある場合は、質問書（様式第７号）を提出すること。ただし、質疑は本要領にしたがい企画提案書等を作成する上で必要な事項に限る。

なお、口頭による質疑は受け付けない。

1. 受付期間 令和５年８月４日（金）AM8:30から令和５年８月１０日（金）PM5:00まで

（２） 提出先 鬼北町役場　環境保全課　環境衛生係

（３） 提出方法 電子メール

（４） 提出期限 令和５年８月１０日（金）PM5:00

①　提出のあった質問及びその回答は、当町のホームページで公表するものとし、個別対応は行わない。

②　回答に対する再質問は、原則受け付けない。

**11　現地調査**

（１）令和５年８月７日（月）～令和５年８月23日（水）までの間を現地調査期間とする。

（土日祝日を除く）

（２）現地調査箇所希望表（様式第８号）により、実施日の３日前までに電子メールで事務局に報告すること。

※施設利用の状況によっては、希望施設を調査できない場合がある。

（３）現地調査には事務局職員が同行する。

**12　失格要件**

次のいずれかの事項に該当する者は、失格とする。

（１）参加者の資格要件を満たしていない者

（２）企画提案書を提出期限までに提出しなかった者

（３）プレゼンテーション審査に参加しなかった者

（４）提出書類に故意に虚偽の記載をした者

（５）提出した企画提案書の内容が業務仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められる者

（６）前各号に掲げるもののほか、失格に相当する事由があると審査委員会の委員長が認める者

**13　参加の辞退**

（１）参加申し込み手続きを行ったものは、プレゼンテーション審査の実施までの間は、参加を辞退することができる。

（２）参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第９号）を「15 問い合わせ・提出先(事務局)」に提出すること。

**14　その他注意事項**

（１）本プロポーザルに参加するために要した一切の費用は、提案者の負担とする。

（２）提出されたすべての書類については、返却をしない。

（３）参加事業者が１者であっても、評価を行い、事業予定者として適当でないと認められる場合には、業務予定者に選定しないことがある。

（４）業務予定者に選定されたことをもって、契約締結が確定するわけではなく、協議により仕様等の訂正・追加・削除を行い確定させた後、同者とサービス提供に関する１者随意契約を行い、契約書の取り交わしをもって契約成立となる。また、提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。

（５）本プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類は、「鬼北町情報公開条例」「鬼北町情報公開条例施行規則」の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。なお、開示については同条例第７条に基づき、個人情報や法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより権利競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては開示対象としない。

（６）業務において使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。また、計量単位は、計量法（平成４年法律第 51 号）に定めるものとする。

（７）企画提案書の提出後、町の判断により補足資料を求めることがある。

**15　問い合わせ・提出先（事務局）**

〒798-1395　愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永800番地1

鬼北町役場 環境保全課 環境衛生係

電話：代表　0895-45-1111（内線2443）

　　　直通　0895-45-1115（内線2443）

FAX：0895-45-1119

E メール：kankyou@town.kihoku.ehime.jp